記載例 事業範囲変更許可申請書（品目の追加の場合）

※特別管理産業廃棄物の事業範囲変更許可申請書(様式第十六号)についても、この例によって記載してください。

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇 〇 〇 〇 様

法人にあっては登記簿に記載されている住所、名称等を、個人にあっては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。

申請者 〒 000-0000
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏 名 株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ０００－０００－００００
担当者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、(産業廃棄物収集運搬業)・産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日　第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	1 事業の区分　積替え、保管を（行う・(行わない)） 2 取り扱う廃棄物 ①汚泥（建設工事に係るものに限る。） ②廃プラスチック類 ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類 （②③④については、石綿含有産業廃棄物を含む） （①については、石綿含有産業廃棄物を含まない） （①②③④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない） 品目名には通し番号を付してください。
変更の内容 変更する内容を記載してください。	⑤廃油 ⑥木くず ⑦紙くず ⑧金属くず の追加 （⑤⑥⑦⑧については、石綿含有産業廃棄物を含まない） （⑤⑥⑦⑧については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない） （②③⑧は自動車等破砕物を除く。）
変更理由	排出事業者から収集運搬の依頼があるため品目を追加
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	1 運搬車両； 3台（3種類） 2 運搬容器； コンテナ（1種類）1個 ドラム缶（2種類）5本 追加する品目の収集運搬に使用するすべての運搬車両等（登録済のもの）及びその他の運搬施設の種類、数量を記載してください。 ※事業範囲の変更の際に車両等を変更したときは、変更後の内容を記載してください。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

提出する日を記入してください。

収集運搬業を〇で囲んでください。

許可証にある許可年月日、許可番号を記載してください。

該当するものを〇で囲んでください。

現在の許可内容を添付した許可書（写）のとおり記載してください。

現行の許可証に記載されている産業廃棄物の品目を記載してください。
石綿含有産業廃棄物を「含む」「含まない」を必ず記載してください。
なお、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、既に許可証に「含む」「含まない」と明記されている場合は記載してください。

追加する産業廃棄物の品目に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を「含む」か「含まない」かを必ず記載してください。変更の内容で「含む」場合はそれに伴う事業計画が必要です。

変更後「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の3品目が同時に入ることとなるときは、「変更の内容」の欄に、自動車等破砕物を「含む」か「除く」かを必ず記載してください。
※現許可に上記3品目がなく、家電4品目のみの運搬を追加する場合は、「特定家庭用機器廃棄物に限る」と記載してください。

（第２面）

新規・更新許可申請書の2面とは様式が違いますので注意してください。

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍
		住　所

（法人である場合）

名（ふりがな）称	住　所
○○○○○○○○ 株式会社	○○県○○市○○町○○丁目○○番地

申請者が個人であるときは、この欄に記載してください。

法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍
		住　所

（法人である場合）

名（ふりがな）称	住　所

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

外国人にあっては国籍を記載してください。

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍
	役職名・呼称	住　所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍
	役職名・呼称	住　所
○○○○○○○○	昭00.00.00	□□県□□市□□町□□番地
	代表取締役	○○県○○市○○町○○丁目○○番地
○○○○○○	昭00.00.00	○○○
	取　締　役	××県××市××町××丁目××番地
○○○○○○	昭00.00.00	○○県○○郡○○町○○番地
	監　査　役	同上

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付し

※　氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

（第３面）

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の総数	１，０００株	出資の額	３，０００，０００円

（ふりがな）氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 / 割合	本籍 / 住所
○○○○○○○○	昭00.00.00	４００株	□□県□□市□□町□□番地
		４０％	○○県○○市○○町○○丁目○○番地
○○○○○○○○	昭00.00.00	１００株	○○○
		１０％	××県××市××町××丁目×番地
○○○○○○○○		５００株	
		５０％	□□県□□市□□町□□丁目□□番地
		%	
		%	
		%	

外国人にあっては国籍を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

令第６条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな）氏名	生年月日 / 役職名・呼称	本籍 / 住所
○○○○○○○○	昭00.00.00	△△県△△市△△町△△丁目△△番地
△△△△	△△支店長	同上

外国人にあっては国籍を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

備考
1 ※欄は記入しないこと
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

この欄は県収入証紙貼付欄です。申請書をパソコン等で作成する場合は、必ずこの欄を作ってください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

●令第6条の10に規定する使用人とは
申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
1 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの

紙くず、木くず、動物のふん尿など業種指定のある産業廃棄物の品目があるので、排出事業者の業種と産業廃棄物の品目には、留意の上、記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

（第１面）

事業計画の概要

１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

①　事業の概要

・建設現場から出る建設系廃棄物を収集し、中間処理場へ運搬する。

・〇〇工場から出る燃え殻（水銀含有ばいじん等を含まない）収集し、最終処分場に運搬する

・〇〇〇事業場から排出される水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）を収集し、中間処分場へ運搬する。

②　営業範囲

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

積替え保管を行わない場合は、「なし」と記載してください。

２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理）産業廃棄物の種類	運搬量（t/月又は㎥/月）	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	木くず	〇t/月	固形状	〇〇建設(株) 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
2	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含まない）	〇t/月	固形状	同上	なし	同上
3	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	〇t/月	固形状	同上	なし	〇〇〇〇(株) 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
4	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含まない）	〇t/月	固形状	同上	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
5	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含まない)	〇t/月	固形状	〇〇（株） 〇〇工場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地	なし	（株）〇〇　〇〇処分場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
6	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	〇t/月	固形状	〇〇(有)〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地		〇〇（株）　〇〇処分場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
7	金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇t/月		〇〇(有)〇〇 〇〇町	なし	〇〇（株）　〇〇処分場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
8	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）					〇〇（株）　〇〇処分場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
9						
10						

性状（外観形状）は、液状、泥状、固形状、粉粒状の区分により記載してください。

産業廃棄物の種類欄に、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を「含む」か「含まない」かを必ず記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

備考　取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

追加する品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載してください。

3　運搬施設の概要

（1）運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量（kg）	所有者又は使用者	新規	廃止	継続	産廃	特管
					（該当欄に○印を付す）				
1	ダンプ	○○11し１１１２	２．０ｔ	株式会社環境○○			○	○	
2	脱着装置付きコンテナ専用車	○○11す３１３１	４．７ｔ	株式会社環境○○			○	○	○
3	キャブオーバー	○○11せ５２５２	９．５ｔ	株式会社環境○○	○			○	
7									
8									
9									
10									

登録済車両等は継続の欄に、追加品目の許可を待って使用を開始する車両等は新規の欄に○印を付してください。〔注1〕

産廃と特管の共用の場合は、両方に○印を付してください。

車検証に表示のとおり記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。

事務所の所在地	東京都千代田区○○
駐車場の所在地	同上 ※ 付近の見取図を添付すること。

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
コンテナ	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	○㎥　×３個	
フレコンバッグ	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	○㎥　×３個	
廃蛍光灯専用容器	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	○㎥　×３個	

容器は、容量と数量を記載してください。

注１　**車両の新規登録**は、変更届出書（様式第11号又は様式第17号）によりますが、追加品目の運搬に供するために新たに登録（許可を待って使用を開始）する車両に限り、事業範囲変更許可申請時に届出（変更事項確認書による。）することとして差し支えありません。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

なし

※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

車両毎に運搬する品目を記載してください。

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く）

②ダンプ

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

③タンク車

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）

④小型貨物車

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）を含む）

水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、具体的な対象物を記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

９時～17時（休憩　１時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～１月３日）

申請者が個人の場合は、役員を申請者と読み替えて記載してください。

従業員数の内訳

平成29年10月１日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　計
３人	１人	０人	１人	５人	３人	０人	13人